

西東京市公設民営保育園の民設民営化計画 (案)

平成30年1月

西東京市

— 目 次 —

I. 基本的事項	2
1 計画策定の背景と目的.....	2
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の目標年度.....	3
II. 現状分析と民間委託化の効果検証	4
1 保育施設の現状.....	4
2 待機児童対策の現状.....	5
3 認可保育所の運営が市財政に与える影響.....	5
4 これまでの民間委託化の効果検証.....	6
III. 公設民営保育園の民設民営化による効果	9
1 財政削減効果の見込み.....	9
2 民間事業者の創意工夫を活かした保育の実施.....	9
IV. 民設民営化を進めるに当たっての留意点	10
1 西東京市立保育園の保育理念.....	10
2 民設民営化の実施にあたり留意すべきこと.....	10
V. 公設民営保育園における財産の所有状況及び処分方法	12
1 公設民営保育園の土地・建物の所有状況.....	12
2 貢産処分方法のパターン.....	12
VI. 民設民営化実施計画	13
1 主な実施スケジュール.....	13
2 実施園の選定.....	13
3 事業者選定方法.....	13
資料編	14

I. 基本的事項

1 計画策定の背景と目的

本市では、共働き世帯の増加や保護者の勤務形態の多様化等に伴う保育ニーズの急増に対し、認可保育所や地域型保育事業所をはじめとした保育施設の新規開設等により保育園定員の適正化を図ってきましたが、依然として待機児童数は横ばい傾向が続いており、今後もさらなる待機児童対策に取り組む必要があります。

また、保育サービスの充実と行財政運営の効率化を図るため、平成18年度から平成27年度の10年間で、17園ある公立保育園のうち7園の民間委託化（公設民営化）を行ってきましたが、民間委託化による財政削減効果は減少を続けており、厳しい財政状況の中でさらなる待機児童対策に取り組むためには、そのための財源を確保する必要があります。

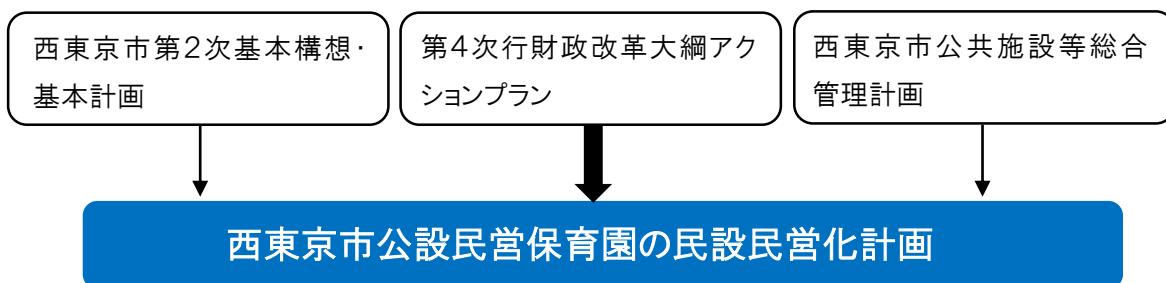
こうした中で、第4次行財政改革大綱アクションプラン（平成29年度版）においては、民間活力の活用促進として、平成29年度以降の保育園の民間委託等について計画的に進めることとされており、民間移譲も含めた民間委託等の計画の策定及び実施が求められています。

また、民間保育施設が増加する中で、西東京市全体の保育の質の確保・向上を図るために、公的な機関である公立保育園が今後どう在るべきかを「西東京市子ども子育て審議会」に諮問した結果、公立保育園の果たすべき役割等とともに、「公設民営保育園7園については、国・都からの負担金収入が見込まれる民設民営化（民間移譲）を順次進め、さらなる待機児童対策、保育環境の整備・充実のための財源を確保されたい」との答申を得ました。

以上のことから、今後の待機児童対策や保育環境の整備・充実等に活用するための財源を計画的に確保するため、公設民営保育園7園の民設民営化計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、「西東京市第2次基本構想・基本計画」、「第4次行財政改革大綱アクションプラン」、「西東京市公共施設等総合管理計画～公共施設等マネジメント基本計画～」を踏まえ策定、実施します。



3 計画の目標年度

本計画の計画期間は、平成 30 年度を初年度とし、平成 45 年度を目標年度とします。

なお、計画の推進を図るため、状況把握及び効果検証を定期的に実施し、必要に応じて新たな対策や計画年度の見直し等を行います。

II. 現状分析と民間委託化の効果検証

1 保育施設の現状

平成 29 年 11 月 1 日現在で、本市には認可外保育施設を含めた保育施設が 74 施設あり、その内公設民営保育園は 7 園となっています（表 1）。

表 1 平成 29 年 11 月 1 日現在の市内の保育施設数及び利用定員数

施設種別		施設数	利用定員数
認可保育所	公設公営保育園（直営）	10	1,006 人
	公設民営保育園（委託）	7	726 人
	民設民営保育園（私立）	17	1,480 人
地域型保育事業所	家庭的保育事業所	7	35 人
	小規模保育事業所	18	282 人
	事業所内保育事業所	1	6 人*
認可外保育施設	東京都認証保育所	12	347 人
	定期的利用保育事業所	1	7 人
	企業主導型保育事業所	1	6 人*
合 計		74	3,895 人

公設公営保育園…市が東京都の認可を受けて設置し、直接運営している保育園。

公設民営保育園…市が東京都の認可を受けて設置し、運営を民間事業者に委託している保育園。

民設民営保育園…民間事業者が東京都の認可を受けて設置・運営している保育園。

地域型保育事業所…民間事業者が市の認可を受けて設置・運営している小規模の保育施設。

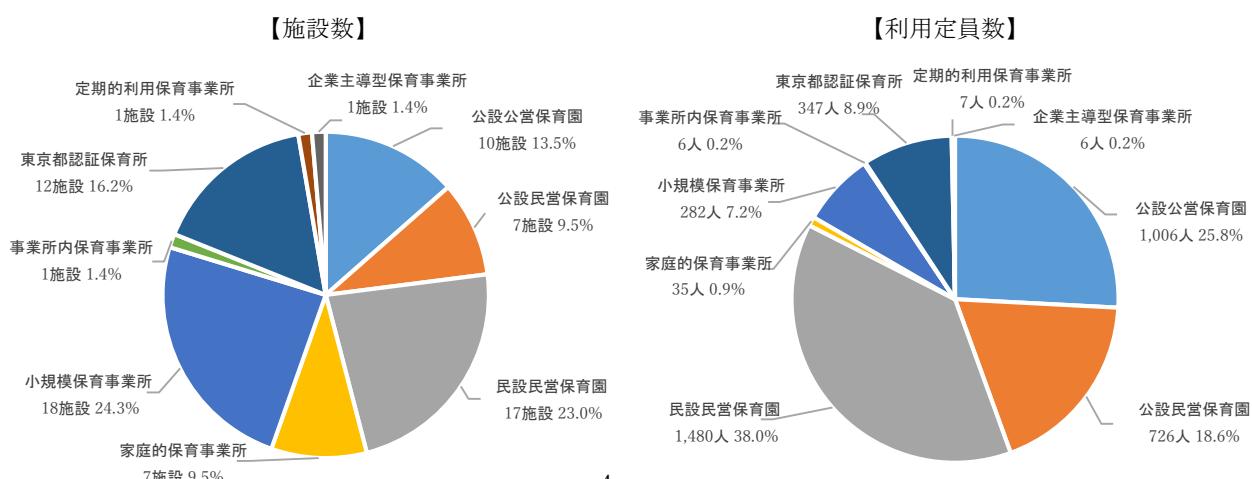
東京都認証保育所…東京都が独自の基準で認証し、民間事業者が設置・運営している保育施設。

定期的利用保育事業所…複数月の利用が可能な保育施設。民間事業者が市の委託を受けて実施。

企業主導型保育事業所…民間事業者が主に従業員の子どもを保育するために自ら設置する保育施設。

*※地域枠（従業員の子ども以外が利用可能な枠）の利用定員。企業主導型保育事業所は最大利用定員。

図 1 市内の保育施設数及び利用定員数の割合



2 待機児童対策の現状

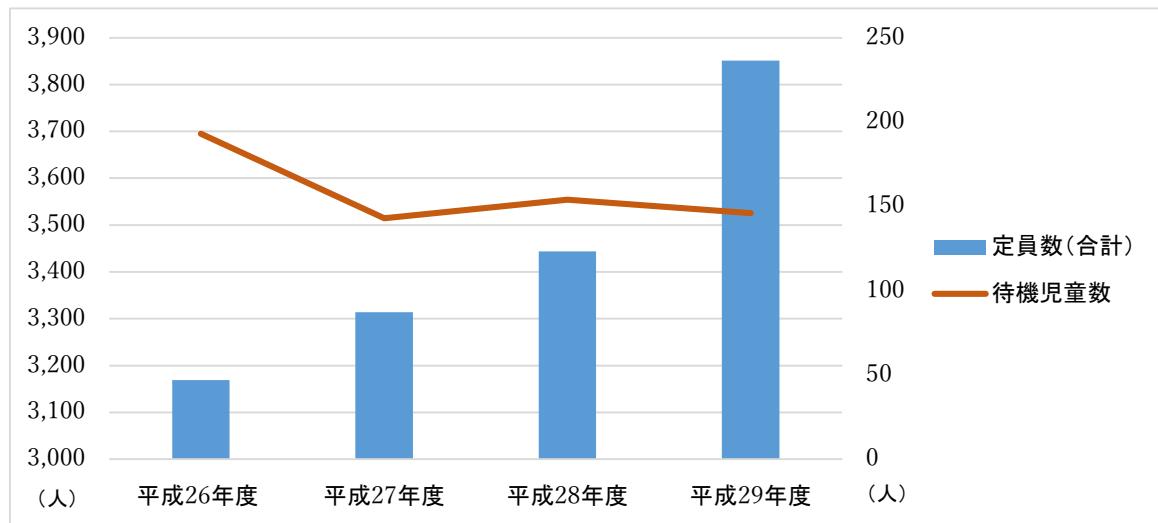
本市では、保育施設の新規開設等により待機児童対策を進めてきましたが、平成29年4月1日の待機児童数は146人となっており、依然として横ばい傾向が続いています（表2）。そのため、今後もさらなる待機児童対策に取り組む必要があります。

表2 保育施設数及び待機児童数の推移

	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数
認可保育所	27	2,671	29	2,824	30	2,918	34	3,212
地域型保育事業所	0	0	13	107	15	142	24	285
認可外保育施設	27	498	15	383	15	384	14	360
合計	54	3,169	57	3,314	60	3,444	72	3,857
待機児童数		193		143		154		146

※各年度4月1日現在の施設数及び利用定員数。

図2 定員数及び待機児童数の推移



3 認可保育所の運営が市財政に与える影響

社会経済情勢の変化により保育需要が高まる中、保育園定員の適正化等を図るため、市では行財政改革の取り組みを進め、公立保育園の民間委託化によるコスト削減、利用者負担（保育料）の値上げ等により財源確保を行うとともに、国・東京都に対し保育施設整備・保育施設運営経費に対する更なる財政支援の要請などを行ってきました。

しかしながら、保育施設の増加により保育施設の運営経費負担が増加してきたことに加え、保育士の処遇改善制度の充実等による国の公定価格の引き上げ等により、公設民営保

育園の委託料が増加したため、市の行財政改革の効果だけでは、財政負担の増加をとどめることができなくなっています。そのため、さらなる待機児童対策（＝保育施設等の確保）を進めるためには、より一層の行財政改革の推進により、財源の確保を図っていく必要があります。

図3 保育施設の運営における財政負担の推移



※1 各年度3月31日時点での利用定員数。

※2 歳出額には保育施設の建設、整備に対する補助金等に係る額は含んでおりません。

※3 一般財源額…歳出額から補助金・保育料等の歳入額を除いた、実質的な市の負担額。

※4 経常一般財源…市が自由にその使途を決定できる財源。

※5 経常収支比率…経常一般財源に対し毎年度義務的に支出が必要な経費に充当された一般財源の比率

認可保育所の運営に係る歳出額及び一般財源額を比較すると、子ども1人当たりの歳出額はほぼ同額であるのに対して、一般財源額は民設民営保育園のみ少なくなっています（表3）。これは、民設民営保育園については運営費の一部を国及び東京都が負担しているからであり、公設民営保育園と民設民営保育園では子ども一人当たり約588千円の差があります。

表3 認可保育所の運営費における市の一般財源額（平成27年度決算額）

	公設公営保育園 (10園)	公設民営保育園 (7園)	民設民営保育園 (12園)
歳出額	19.5億円	12.8億円	28.8億円
子ども1人当たり	1,863千円	1,722千円	1,732千円
一般財源額	14.1億円	9.8億円	8.0億円
子ども1人当たり	1,346千円	1,322千円	734千円

4 これまでの民間委託化の効果検証

現在市内に7園ある公設民営保育園については、社会生活・就業形態等の変化に伴い多様化する子育て支援・保育ニーズに応えるとともに、保育サービスの活性化と行財政運営の効率化を図るために、平成18年度から平成27年の10年間で順次民間委託化が行われました（表4）。

その結果、民間委託化した園での午後8時までの延長保育、産休明け保育、一時保育の実施や、民間委託化により生じた職員を活用した地域子育て支援センター（地域の子育て家庭の支援を行う機関）の設置等の保育サービスの充実・活性化を図ることができます。また、公設民営保育園では、事業計画と実績報告の定期的な市への提出、公設公営保育園と同程度の基準での委託契約の締結、第三者評価の実施等により保育の質の確保を図っており、第三者評価の結果については、利用者調査の結果が公設公営保育園と同程度、職員自己評価の結果が公設公営保育園よりは若干低いものの高水準を確保しています（表5、6）。一方で、財政削減効果については、現在でも一定の効果はあるものの、保育士の処遇改善制度の充実等による国の公定価格の引き上げ等により市の負担額（委託料）が年々増加していることから、委託開始当初と比較して効果が減少しています（表7）。

以上のことから、これまでの公立保育園の民間委託化については、概ね当初の目的を果たすことができているものの、財政削減効果が減少していることから、より確実な削減効果が期待できる方法を検討する必要があります。

表4 民間委託開始年月一覧

園名	委託開始年月
みどり保育園	平成18年4月
田無保育園	平成19年4月
しもほうや保育園	平成21年4月
そよかぜ保育園	平成23年4月
ひがしふしみ保育園	平成25年4月
ほうやはちょう保育園	平成26年4月
芝久保保育園	平成27年4月

表5 過去5年間の第三者評価における利用者調査結果

		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	5ヵ年平均
公設公営保育園	実施園数	3	0	3	5	2	—
	満足度※ (平均)	72.4%	—	72.4%	77.2%	72.8%	73.7%
公設民営保育園	実施園数	1	3	1	1	4	—
	満足度 (平均)	84.5%	74.6%	81.8%	84.7%	72.7%	79.7%
民設民営保育園	実施園数	4	6	4	6	9	—
	満足度 (平均)	79.0%	79.8%	76.3%	76.7%	79.5%	78.3%

※満足度…総回答数に対する「はい」と回答のあった数の割合。

表6 平成28年度の第三者評価における職員自己評価結果

公設公営保育園	実施園数		2
	満足度 (平均)	できている	74.0%
		できていないところがある	23.5%
		合計	97.5%
公設民営保育園	実施園数		4
	満足度 (平均)	できている	60.5%
		できていないところがある	31.4%
		合計	91.9%
【参考】 民設民営保育園*	実施園数		3
	満足度 (平均)	できている	70.5%
		できっていないところがある	9.1%
		合計	79.6%

*民設民営保育園については、情報提供のあった3園のみ集計。

表7 運営主体別認可保育所歳出決算額等の増減比較

		平成18年度 委託初年度	平成27年度	比較 H27-H18
公設 (直営)	歳出額	26.4億円	19.5億円	▲6.9億円
	子ども1人当たり	1,702千円	1,863千円	+161千円
	一般財源額	19.0億円	14.1億円	▲4.9億円
	子ども1人当たり	1,228千円	1,346千円	+118千円
公設 (委託)	歳出額	1.6億円	12.8億円	+11.2億円
	子ども1人当たり	1,403千円	1,722千円	+319千円
	一般財源額	1.1億円	9.8億円	+8.7億円
	子ども1人当たり	1,007千円	1,322千円	+315千円
民設 (私立)	歳出額	7.8億円	28.8億円	+21.0億円
	子ども1人当たり	1,445千円	1,732千円	+287千円
	一般財源額	3.8億円	8.0億円	+4.2億円
	子ども1人当たり	698千円	734千円	+36千円

公設民営保育園では、歳出額の増加額と一般財源額の増加額がほぼ同額なのに対し、民設民営保育園については国及び都の負担があるため、歳出額の増加額と比べて一般財源額の増加額が少なくなっている。

III. 公設民営保育園の民設民営化による効果

1 財政削減効果の見込み

今後さらなる待機児童対策に取り組むためには、そのための財源を確保する必要があります。公設民営保育園7園を全園民設民営化した場合、公設民営保育園と民設民営保育園の子ども1人当たりの一般財源額の差額588千円に、公設民営保育園の弾力化受入分含む実利用人数を乗じた約4.4億円が財政削減効果額の見込みとなります。

また、土地・建物を有料で譲渡又は貸し付けて民設民営化した場合、売却収入又は貸付収入が発生するほか、譲渡した場合は、維持費用が不要となります。

一方で、民間事業者が建物を借り受けた場合、公定価格の賃借料加算（当該施設が賃貸物件である場合に支払われる加算）が新たに約0.5億円（全園借受けの場合）発生するため、その内の一般財源額約0.2億円を差し引いた額が財政削減効果額の見込みとなります。また、建物を有償で譲渡した場合、公定価格の減価償却費加算（市が建物を所有している4園全てを有償譲渡した場合の一般財源額は約4.6百万円）が新たに発生することとなる他、建物の改修や建て替えが必要になった場合はその費用の一部を国、都、市が補助金として交付することとなります。

全ての園で民間事業者が建物を借り受けた場合の財政削減効果見込額

$$4.4 \text{ 億円} - 0.2 \text{ 億円} (\text{賃借料加算見込額}) = 4.2 \text{ 億円}$$

公設民営保育園の民設民営化により新たに確保（削減）した財源については、さらなる待機児童対策や保育環境の整備・充実等に活用します。

2 民間事業者の創意工夫を活かした保育の実施

公設民営保育園では、市が作成する保育業務に関する仕様書に基づいて運営事業者が保育を行っています。これにより、公設公営保育園と同等の保育の質の確保を図っていますが、民設民営保育園と比較すると、保育事業における運営事業者の裁量は限られています。また、建物を市が管理しているため、事業者が自由に建物の修繕や改築を行うことはできません。

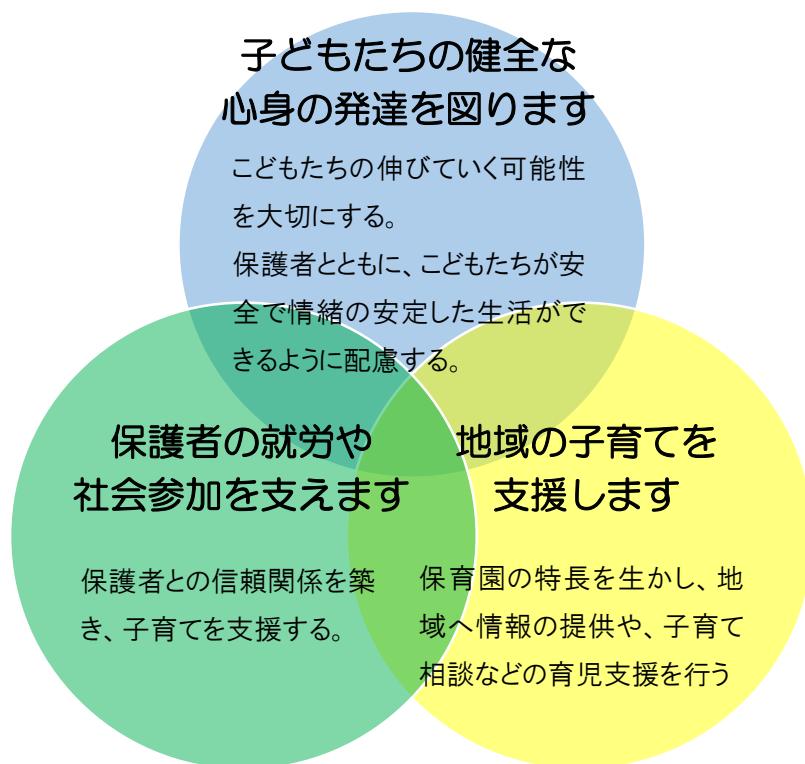
公設民営保育園を民設民営化した場合、これまで通り児童福祉法等の関係法令や保育指針等を遵守した上で、民間事業者の創意工夫を活かした保育の実施が期待できるとともに、建物を譲渡した場合は、設備面でも事業者の自由な発想を活かすことが期待できます。

IV. 民設民営化を進めるに当たっての留意点

1 西東京市立保育園の保育理念

民設民営化を進めるに当たっては、民設民営化後も西東京市立保育園の保育理念に基づいた保育を従来通り実施してもらえるよう配慮するとともに、子どもの最善の利益となることを考慮しながら進めていきます。

【西東京市立保育園の保育理念】



2 民設民営化の実施にあたり留意すべきこと

民設民営化の実施方法の検討及び実施をするに当たっては、次の点を考慮して進めていきます。

- ① 子ども・保護者・職員の負担及び不安の軽減に十分配慮する
- ② 現在の保育の質を担保し、市と協力して公共性が高い事業を実施する民間事業者を選定する必要がある

③ 民間の創意工夫を阻害しない範囲で、公私連携型保育所制度の導入についても検討する

④ 保育園の土地及び建物の財産処分に当たっては、当該土地・建物は市民合意によって形成された財産であることに十分配慮する

⑤ 財産処分の方法を検討するに当たっては、当該園の保育及び運営に支障をきたすことがないよう、土地・建物の所有状況及び状態等を総合的に検討して判断する

<参考> 公私連携型保育所制度について

1 公私連携型保育所制度とは…

民設民営保育園でありながら、市町村と協定を結ぶことで市町村の関与を明確にしつつ、設置主体に設置のインセンティブが働く新しい運営制度として構築されたもの。
(児童福祉法第 58 条の 8)

協定の内容により、市のチェック機能の確保、公立保育園の保育理念や運営基準の継承、子育て支援事業の実施、福祉避難所機能の維持等を明確にすることが出来るようになります。

2 公私連携型保育所制度の仕組み



★1 協定締結事項

- 1 協定の目的となる公私連携型保育所の名称及び所在地
- 2 公私連携型保育所における保育・子育て支援事業に関する基本的事項※
- 3 市による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本事項
- 4 協定の有効期間
- 5 協定に違反した場合の措置
- 6 その他公私連携型保育所の設置運営に関し必要な事項※

※協定内容については、当該園の状況や、担っていく役割に応じて個別具体的に検討します。

V. 公設民営保育園における財産の所有状況及び処分方法

1 公設民営保育園の土地・建物の所有状況

公設民営保育園の土地・建物は、市が所有している他、東京都や都市再生機構（UR）から借り受けているものがあります（表8）。

表8 公設民営保育園の土地・建物の所有状況

土地	建物	該当園名
市	市	田無・みどり・しもほうや
都	都	芝久保・ひがしふしみ・ほうやちょう
UR	市	そよかぜ

※土地・建物欄が都又はURのものは、市が都又はURから借り受けていることを表します。

2 財産処分方法のパターン

市が所有している土地・建物については、民設民営化に当たって財産処分を行います。財産処分の方法については、他の事業への転用等を防ぐため土地は貸付としますが、建物については貸付又は譲渡の2パターンが考えられます（表9）。

東京都及び都市再生機構から市が借り受けている土地・建物については、所有者の許可を得て、借受人を市から事業者へ変更、又は市を介して事業者へ貸し出す等の手法が想定されます。

財産処分に当たっては、市の財産としての公共性を十分に考慮するとともに、民設民営化に際し当該園の保育及び運営に支障をきたすことがないよう、園ごとに土地・建物の所有状況、建物の状態、民設民営化後の費用負担等を総合的に判断し、決定します。

表9 公設民営保育園における財産処分のパターン

土地	建物	貸付収入	売却収入	維持費用	更新費用
貸付	貸付	あり	なし	要	要
貸付	譲渡	あり	あり	不要	補助

※貸付収入及び売却収入については、無償貸付及び無償譲渡の場合は発生しません。

VII. 民設民営化実施計画

1 主な実施スケジュール

民設民営化の実施スケジュールについては、園ごとに実施初年度をN年度とし、表10の通り実施します。

各園の実施年度については、先行して実施している園の進捗状況等を考慮して調整するものとし、目標年度である平成45年度までに全7園の民設民営化を目指します。

表10 園ごとの主要な実施スケジュール

	事業者選定関係	保護者説明関係	園運営関係	財産処分関係
N年度	審査基準等検討	実施園説明会		処分方法等調整
				補助・起債返還調整
N+1年度	選定委員会設置	選定方法説明会		測量・境界確定
	事業者選定作業			
		選定結果説明会		価格決定
N+2年度			事務引継ぎ	
			保育引継ぎ	
N+3年度			開園	

※1園目については、N年度=30年度とします。

2 実施園の選定

実施園の選定については、民間委託後の経過年数（概ね10年程度）及び運営の安定性等を考慮し、「みどり保育園」、「田無保育園」、「しもほうや保育園」の3園の中から順次実施することとします。残りの4園については、前述の3園の実施状況も踏まえて調整することとします。

3 事業者選定方法

運営事業者の選定は、公有財産の処分に係る公平性を担保するため、企画提案協議（プロポーザル方式）により行います。

選定に係る審査については、学識経験者、保護者（対象園利用児童及び他の保護者）、公設公営保育園園長、所管課職員等からなる選定委員会を園ごとに設置し、子どもにとっての最善の利益を考慮して慎重に審査を行います。

資料編

西東京市子ども子育て審議会「公立保育園の在り方について（答申）」、
委員名簿、検討経過等を掲載します。